

随意契約（相手方指定）調書

件名	(仮) 荒川区子ども計画（第3期荒川区子ども・子育て支援計画）策定のためのニーズ調査及び策定支援業務委託	No.5200326
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	19,250,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社創建 東京本部 (法人番号：5180001118926)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>（仮）荒川区子ども計画（第3期荒川区子ども・子育て支援計画）策定のためのニーズ調査及び策定支援業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 株式会社創建 東京本部 所在地 東京都港区芝公園一丁目3番8号 苔香園ビル 代表者 本部長 所 功治</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、第3期荒川区子ども・子育て支援計画の策定にあたり、人口推計、ニーズ調査結果の詳細分析、専門的見地からの助言、計画書案の作成等の業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件業務は、子ども・子育て支援計画の策定にあたって、専門的な知識及び経験を要するため、価格競争に馴染まないことからプロポーザル方式により委託候補者の選定を行っている。</p> <p>② 業者選定にあたっては、評価委員により評価基準を定め、公募を実施したところ、提案書の提出があった2社に対して、「業務実施及び提案内容」、「実施体制」及び「実績」などの観点から評価を実施している。</p> <p>③ 提案書の提出があったのは2社のうち、上記業者は審査結果において重点項目である主要担当者の実績及び子どもからの意見聴取について、高い評価を得ており、全体の得点率85%と第1位の評価点を獲得している。</p> <p>また、他自治体での実績も豊富あることから、本件についても確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>